

四、解散と総選挙

1 解散

池田さんはその在任中、二回衆議院を解散した。第一回のそれは昭和三十五年十月に行なわれた。これは憲法第七条による解散であつて、政権の交替とともに一般にその時期が予想されていたし、七月に発足した池田内閣の信を国民に問うものであつた。

この解散権は内閣に専属する権能であつて、立法権に対して行政権が保有するいわゆる伝家の宝刀といわれ、立法・行政の両権の間における力の均衡を保証するものである。由来伝家の宝刀は簡単に抜いてはならないものである。その影響の及ぶ射程は、国の政治の権威と信用の度合、各種勢力の隆替、さらには個々人の運命にまでも及ぶものであるからである。

ただ立法院と行政府の対立が激化し、国政の運営が暗礁にのりあげた場合には、内閣の総辞職によつて行政府が立法院の軍門に降るか、解散権の行使によつて行政府が立法院に挑戦するかい

ずれかの道を選ばなければならぬことになる（憲法第六十九条）。ところが日本では、自民党がすでに相当長期にわたって政権の座にあり、ここ当分、日本社会党がスレスレで自民党とその勢力を競う立場に立つことが予想されない。従つて、自民党が一応のまとまりをもつて、立法と行政を切り盛りしている限り、憲法第六十九条による解散というものは考えられない。現実を考えられる解散は、（一）与党内の指導権を一層固めるため解散するか（二）直前の解散後相当時間が経つて人心の一新を解散にかけるか、（三）新首班がその信を国民に問う機会とするか、その三つの中の一つかまたはそれらの混成物であるかのいずれかである。池田さんによる第一回の解散は、（三）を主とする（二）との混成物であり、第二回の昭和三十九年の十月解散は（二）を主とする（一）との混成物であつた。

衆議院の解散は内閣の助言と承認による天皇の国事行為であり、内閣は天皇に解散詔書の認証を求めなければならない。閣議で解散を決めると首相が参内して解散詔書に認証を求め、内閣は直ちにそのむね衆議院議長に通知する。その瞬間、衆議院は解散され、全ての衆議院議員がその資格を完全に失うのである。従つて解散権は強力な無慈悲な権能であるだけに、これら一連の手續は息詰まるような緊張と興奮の中で進められるのである。俗に「紫のふくさ」といわれるのは、この解散詔書にかぶせる布であつて、解散に伴う非情と緊張を象徴するものといえよう。

2 総選挙

総選挙は公職選挙法の下、それぞれの選挙管理委員会の手に乗ねられるのであるが、その違反の取締りは政府の大切な任務である。また首相以下各閣僚は、自らの選挙や同志の応援に寧日なく、自分の選挙区はもとより広く全国を行脚することになるが、政務は一日も懈怠することが許されないので、定例閣議は開催されるわけである。

昭和三十五年十一月選挙は、自民党の政策的失敗による解散ではなく、新たに発足した池田内閣の信を問うものであったので、従来のそれと比較して特に目ぼしい争点は見られなかった。外交面では日米協力を主軸にわが国の安全と繁栄を保証しようとする自民党と、積極的中立主義をかざしてこれに真向から対決をせまる日本社会党との対立が、依然として展開された。内政面では所得倍増計画に具象される経済成長政策を、新政権の政策的導標とする自民党の訴えに対し、日本社会党は、それを独占資本中心の経済政策であるという従来の批判を繰返し、自らの建設的な政策的構図を示すには至らなかった。

ただ今次総選挙には、従来にみられなかった一つの特徴があった。それはテレビという有力な

マスメディアの登場である。池田勇人、江田三郎、西尾末広の三党首（江田氏は委員長代行）討論会は、十一月十二日、テレビの全国ネットを通して行なわれ、国民は党首の風貌、マナー、思想、声音等とにかくに触れる機会に恵まれた。さらには自民党、社会党、民社党をそれぞれ代表して、十一月十六日、私と成田知巳君ならびに曾禰益君の政策討論会も同様テレビを通して行なわれた。この種の試みは、その後アメリカの大統領選挙において、ケネディ＝ニクソンのテレビ討論の形で行なわれ、世界の耳目を惹いたことは、われわれの記憶に新たなことである。

総選挙は、静かな政策論議を中心に行なわれ、十一月二十日の投票日を迎えた。投票の結果は次表の示す通りで、自民党はほぼ現状維持であったが、民社党の意外の不振による空隙を、社会党と共産党が埋めた格好になった。しかし日本の議会における勢力分野に大きい変化は起らなかった。

	解散時（昭・35・10）	カック内欠員	選挙後（昭35・11）
自由民主党	二八三	（一四）	二九六
日本社会党	一一三	（四）	一四五
民主社会党	四〇		一七
日本共産党	〇		三

解散時（昭・35・10） カッコ内欠員

選挙後（昭35・11）

無所属 三（一）

五

諸派 〇

一

欠員 一九

計 四六七

四六七

（注）無所属五名の中四名は十一月二十六日自民党に入党し、自民党の衆議院の議席は三〇〇名に達した。

3 第二次組閣

かくて、池田首相は総選挙の洗礼をうけ、十二月七日両院で首班に選挙されたので、その日直ちに第二次池田内閣の組閣にとりかかった。第一次内閣は、政権成立のいきさつから、いわゆる五派連合政権として発足した事情は、先に述べた通りである。然らば今次の組閣にどのような性格をもたすであろうかということが、党の内外にわたっての関心であった。

十一月の総選挙に当って、益谷幹事長、大橋（武夫）副幹事長を主軸とする党執行部は、いわゆる五派に偏向することなく、公平に各立候補者の相談にのった。その夏、河野派の新党結成の

動きのあったときも、益谷さんが親身になって、その慰留に努めた事情もあって、池田政権に対する河野派や三木派の感觸は決して悪くはなかった。一方、池田首相自身も党内融和の立場で、今度は、両派からも入閣してもらおうという気持が強かった。それに自民党のように大きい政党は、複雑な構成をもつ日本社会の各層を広く代表してあるので、国民各層の支持を得て政局の安定を図るためには、できるだけ全党的な協力体制をとるべきが当然でもあった。

そういう事情から、第二次池田内閣は、河野、三木両派からも閣僚を迎えることになり、中村梅吉建設大臣、古井喜実厚生大臣が誕生した。中村さんは、円熟かつ練達の議會人であり、各方面に信頼と尊敬をかち得ておる人である。古井さんは内務畑の鬼才と謳われた政策通であって、清廉かつ一徹の士である。両氏の入閣は当然すぎるほど当然の人事であつたと思う。なお石井光次郎氏には衆議院議長の就任を強く求めたのであるが、遂に御引受け願えなかつたので、長老の清瀬一郎氏が引続き議長に推された。また椎名政調会長が通産大臣として入閣したので、福田赳夫氏がその後任に推された。

4 派閥と党の近代化

第二次池田内閣の性格と派閥の関連が出てきたので、ここで、自民党の派閥と党近代化への苦悶について若干触れることにしたい。

人間は、本来、派閥的動物だといわれておる。三人寄れば必ず二派をつくるものだと言えられておるほどである。そしてそれは人間の政治活動の分野に限られず、広く人間の営みの全領域にわたっておるものようである。例えば、華道や茶道、書道や絵画、芝居や舞踊等の芸能の世界における流派というものは数えきれないほど多い。学問の世界でも、いわゆるスクールといわれる学派の存在はぬき難いものようである。教育界、官界、実業界等における学閥、地方閥、さらには閥閥の存在さえも軽視できない。一つの神、一つの仏に跪拝する宗門における派閥の存在とその間における反目と暗闘は大変なものである。

ところが、派閥の論議になると、他の世界におけるその存在に対して意外に寛容である国民は、政界における派閥の存在とその弊害に対しては、どうしたものかきびしいものがある。それは恐らく政治というものの公的責任が、他の分野の営みよりも大きいから、政界における派閥の弊を

軽々に看過できないとする気持があるからであろう。また政治家　それは平凡な一市民に過ぎないのであるが　　というものを一種のエリートと見る潜在意識がどこかに潜んでおるからでもある。事実、政界における派閥は、政府や党の人事、選挙ひいては政策の面で相当の支配力と影響力をもっており、その弊はつとに各方面から指摘されておるところである。また同志の大同団結による組織体たる党の結合をみだし、その戦力をいちじるしく弱めておることも否定できない。さらには同志の間における自由な交流と接触が、派閥という目に見えぬカーテンによって阻まれ、相互の間における感情とエネルギーの浪費は耐えられない限界にきておることも事実である。

派閥を解消すべしという声がマスコミを通して、澎湃たる世論になつてきておるし、党内においても、各種の形でその具体化が要請されてきたのも当然の道行である。池田首相は、まず、党財政の民主的強化により党の主体性を確立することが派閥解消への一歩であるとして、財団法人国民協会の設立に異常な熱意を傾けられた。前尾繁三郎、黒金泰美、村田五郎の三君は、国民協会発足の時から、黙々たる情熱と目立たない実践力をもってその発足と充実に献身してくれた。そして事実、国民協会は今日東京本部のみならず、各都道府県にほとんど例外なくその支部の設

置をみ、個人会員約六万四千名、法人会員約六千七百名、会費の受入月額は約九千六百万円に達し、自民党の経常費をその納入金で負担してくれるまでに成長したのである。

一方、三木武夫氏を長とする党組織調査会が昭和三十七年十月四日設けられ（三木氏の幹事長就任とともに、水田三喜男氏がそのバトンを受け継いだ）、党近代化ひいては派閥解消への道を組織的に切り開くべく取組んだのである。その成果として党近代化試案が取上げられ、その線に沿って、すでに自民党基本憲章は昭和四十年一月の党大会で採択され、引続き労働憲章、青年憲章、婦人憲章、家庭憲章等も取上げられるに至った。同時に派閥の弊害は、現行選挙区制下における選挙において最も甚しいものがある。それは激しい同志打ちの選挙であり、サーヴィス過剰の選挙でもある。そこで選挙制度の改正が、派閥解消への有力な手段の一つであることが漸次認識され、政府と与党において、それぞれその改正案が練られておることも事実である。派閥解消への道は、その性質上けわしくかつ遠いものがあるが、われわれは党近代化という後退を許されざる事業にすでに取り組んでおるのである。

一時、党内には党風刷新連盟という会合ができて、派閥解消を執拗に主張されたことがあった。私は、そのいうところに賛成し、願わくばこのグループからも派閥解消への建設的、生産的献策が具体的に示され、それが実現の緒につくことを内心期待しておった。ところが、このグループ

は、派閥の解消を声を大にして叫ばれるだけで、それを如何にして実現に移すかの具体的な方法を究明し、それを組織する手順を示されなかつたことに失望した。党内外でこのグループの本体は、「反池田」ということであり、「派閥解消派」という新しい派閥」の誕生であり、その行動は最も派閥的であるなどと取沙汰されたことがあるが、このグループは佐藤政権になってからどうしたのかその鋒芒を斂めてしまわれたようである。